不動産売却情報のご案内

名 称

= 907 − 0022

住 所 沖縄県石垣市字大川572 きいやまハイツ1階東



General real estate consultant

株式会社オフィス石垣



担当者 松岡 哲士

電話番号 0980- 82 - 3317

FAX 0980 - 87 - 7580

MAIL office@yaeyamaocean.com

物件の表示 (土地/建物)

地	目	宅地					
地	積	公簿 67	0. 56	m²	坪換算	202. 84	坪
現	状	建付地					

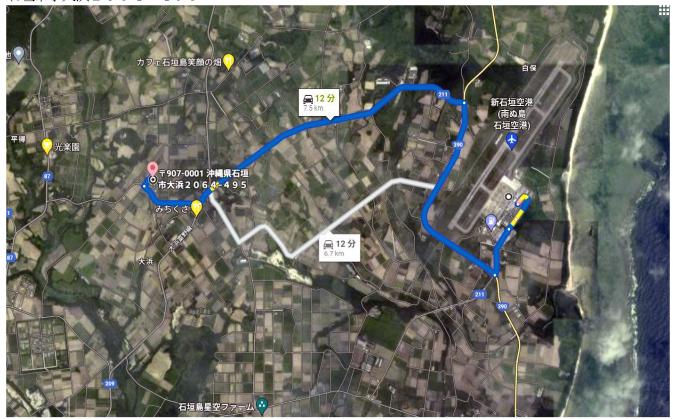
物件の表示 (建物)

所在地	石垣市字大浜2064番地495 家屋番号2064番495						
種類	居宅	構造	鉄筋コンクリートブロッ 陸屋根2階建	ク造	1階 2階 3階	86. 89 m² 34. 65 m² m²	
床面積	公簿 121.	54 m²	36.77 坪	昭和	53年	5月30日新築	(築45年)
現 状	平成23年1月	リフォ	ーム済み				

- 1. 公簿・現状有姿取引とします。
- 2. 売却希望額 45,000,000円
- 3. 大浜の田園・住宅地域の中にある中古住宅、 昭和53年5月30日新築と(築47年)と建物は 古いが、平成23年1月にリフォームされた綺麗な建物で気持ちよく使えます
- 4 約200坪のひろびろとした芝生の庭に囲まれたゆったりした敷地て、大人数の世帯にも向く 建物東側の道路に面した駐車場に普通車3台が並列駐車できます
- 5. 売主居住中につき、転居の必要から契約後、決済までに3ヶ月必要

※このご案内書は<mark>宅地建物取引業法に規定する「重要事項説明書」ではありませ</mark>ん。物件の詳細など、本案内書の内容で分かりにくいことがあれば担当者までご照会ください。

石垣市字大浜2064-495



石垣空港から約7.5Km/車で12分



接面道路:石垣市道









ひろびろ芝生の庭



2階ベランダから望む田園風景

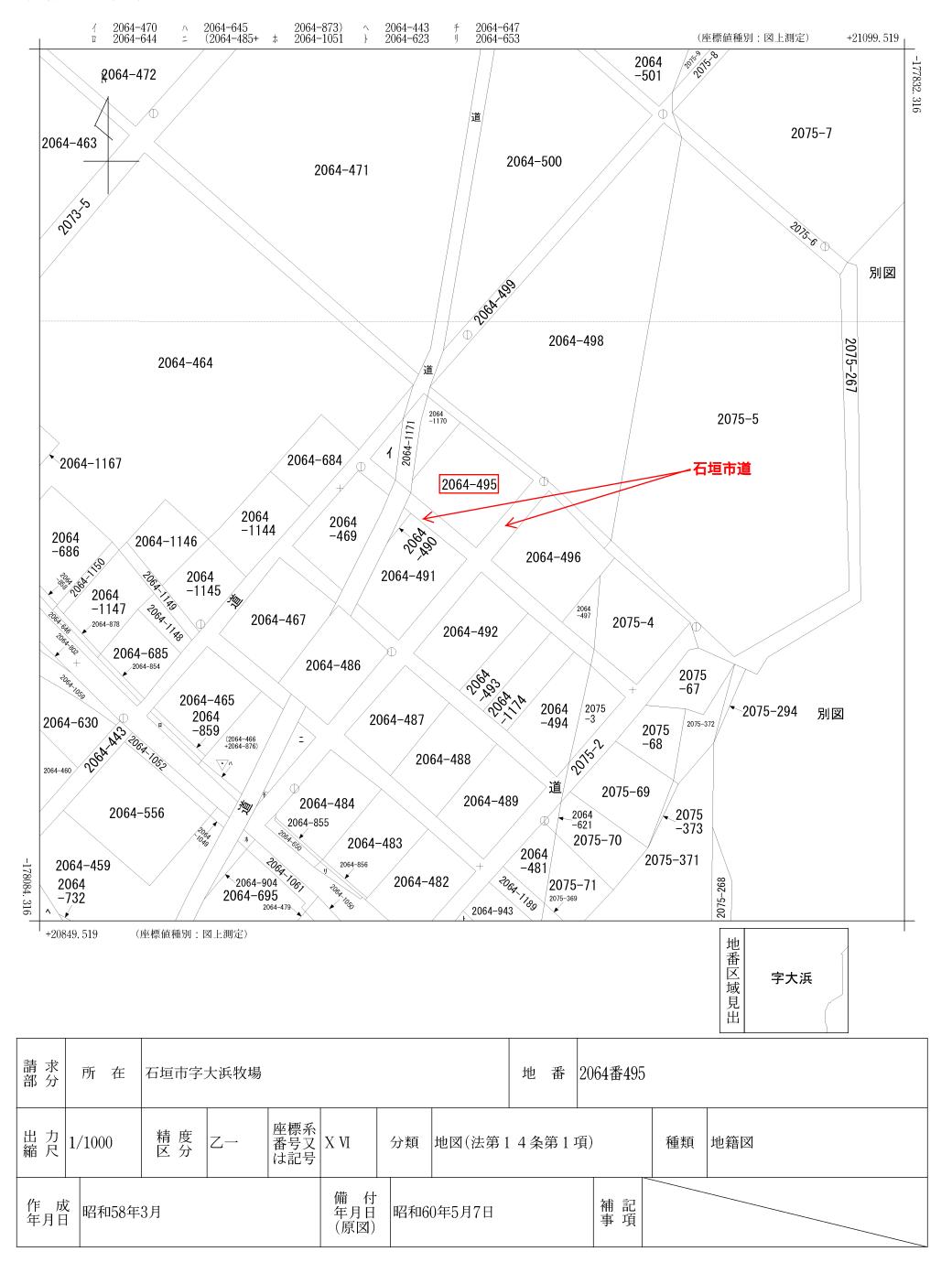


左に於茂登岳











2025/03/10 17:31 現在の情報です。

表 題 部	(土地の表示)		調製	平成18年4月	24日	不動産番号	3 6 0 4 0 0 0 1 4 6 4 5 6
地図番号 D4 1	3	筆界特定	余	白			
所 在 石垣市字	大浜牧場					余 白	
① 地 番	②地 目	3	地	積 m ²		原因及びそ	その日付〔登記の日付〕
2064番495	畑			<u>991</u> :		余 白	
余 白	宅地			991:	00	23年月日不詳地 〔昭和 5 2 年 7 月	也目変更 月21日〕
余白	余 白			809:	50	③錯誤 国土調査による励 〔昭和 5 9 年 1 (以果) 月 1 日〕
余白	余 白	余 白		:	0	平成17年法務省 の規定により移記 平成18年4月2	
余白	余白			670:		32064番49 筆 〔平成20年12	95、2064番1170に分 2月17日〕

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日•受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年6月23日 第5202号	原因 昭和58年10月3日相続 所有者 石垣市字大浜2064番地の495 入 口 松 藏 順位2番の登記を移記
	余白	余 白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日
2	所有権移転	平成21年12月3日 第5345号	原因 平成21年12月3日売買 所有者 東京都中央区晴海一丁目8番5-20 05号 畠 山 裕 希

権利	部 (乙 区) (所 有	権以外の権利	に 関 す る 事 項)
順位番号	登記の目的	受付年月日•受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年7月31日 第4036号	原因 平成20年7月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金100万円 利息 年15% 損害金 年21・9% 債務者 石垣市字大浜571番地の5 人 ロ 直 樹 抵当権者 石垣市新栄町26番地の19 有 限 会 社 県 南 共同担保 目録(と)第5153号
2	1番抵当権抹消	平成20年12月24日 第6532号	原因 平成20年12月24日弁済
3	根抵当権設定	平成21年5月13日 第2171号	原因 平成21年5月13日設定 極度額 金300万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小 切手債権 債務者 石垣市字大浜571番地の5 入口 直 樹 根抵当権者 石垣市美崎町7番地の17 有 限 会 社 城 間 商 事 共同担保 目録(と)第5492号
4	3番根抵当権抹消	平成21年12月3日 第5344号	原因 平成21年12月3日解除
5	抵当権設定	平成21年12月3日 第5346号	原因 平成21年9月29日住宅ローン保証委 託契約による求償債権の平成21年12月3 日設定 債権額 金900万円 損害金 年14%(年365日の日割計算) 債務者 東京都中央区晴海一丁目8番5-20 05号

	島 山 裕 希 抵当権者 那覇市壺川一丁目1番地9(りゅう ぎん健保会館5階) りゅうぎん保証株式会社 共同担保 目録(≧)第5722号
--	--

^{* 「}登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/03/10 17:34 現在の情報です。

表 題	部(主である建物の	表示) 訓	問製	平成 1	8年4	月24日	不動産番号	3 6 0 4 0 0 0 1 4 8 4 2 8
所在図番号	余白							
所 在	石垣市字大浜 2064番	石垣市字大浜 2064番地495						
家屋番号	2064番495						余 白	
① 種 類	② 構 造	3	床	面	積	m²	原因及び	びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリートブロック 造陸屋根2階建			1階 2階		8 6 : 8 9 3 4 : 6 5	昭和53年:	5月30日新築
余 白	余 自	余白				:	平成17年注 2項の規定は 平成18年4	法務省令第18号附則第3条第 こより移記 4月24日

権利	部 (甲 区) (所 有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和53年6月17日 第4905号	所有者 石垣市字大浜2064番地の495 入 口 松 蔵 順位1番の登記を移記
	余 白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日
2	所有権移転	平成21年12月3日 第5345号	原因 平成21年12月3日売買 所有者 東京都中央区晴海一丁目8番5-20 05号 畠 山 裕 希

権利	部 (乙 区) (所 有	権以外の権利	に 関 す る 事 項)
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日 • 受付番号	権利者その他の事項
1	<u>抵当権設定</u>	昭和53年6月17日 第4906号	原因 昭和53年6月16日金銭消費貸借同日設定 債権額 金640万円 利息 年5% 損害金 14・5% 債務者 石垣市字大浜2064番地の495 入 口 松 蔵 抵当権者 那覇市久茂地一丁目9番地1 沖 繩 振 興 開 発 金 融 公 庫 (取扱店 沖縄県信用農業協同組合連合会) 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日
2	<u>抵当権設定</u>	平成20年7月31日 第4036号	原因 平成20年7月31日金銭消費貸借同日設定 債権額 金100万円 利息 年15% 損害金 年21・9% 債務者 石垣市字大浜571番地の5 入口 直 樹 抵当権者 石垣市新栄町26番地の19 有 限 会 社 県 南 共同担保 目録(と)第5153号
3	2番抵当権抹消	平成20年12月24日 第6532号	原因 平成20年12月24日弁済
4	根抵当権設定	平成21年5月13日 第2171号	原因 平成21年5月13日設定 極度額 金300万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小 切手債権 債務者 石垣市字大浜571番地の5 入 口 直 樹 根抵当権者 石垣市美崎町7番地の17 有 限 会 社 城 間 商 事 共同担保 目録(と)第5492号
5	4番根抵当権抹消	平成21年12月3日 第5344号	原因 平成21年12月3日解除

6	抵当権設定	平成21年12月3日 第5346号	原因 平成21年9月29日住宅ローン保証委託契約による求債債権の平成21年12月3日設定債権額 金900万円損害金年14%(年365日の日割計算)債務者東京都中央区晴海一丁目8番5-2005島山 裕 希抵当権者 那覇市壺川一丁目1番地9(りゅうぎん健保会館5階)りゅうぎん保証株式会社共同担保 目録(と)第5722号
7	1番抵当権抹消	平成21年12月7日 第5406号	原因 平成21年12月3日弁済

^{* 「}登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

